

令和 8 年

第 1 回 軽井沢町 議会 定例会

3 月 会 議 議 案

軽 井 沢 町

令和8年第1回軽井沢町議会定例会3月会議議案目次
(令和8年3月2日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第7号	軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査委員会の設置に関する条例の制定について	4
議案第8号	軽井沢町高齢者交流施設条例の制定について	10
議案第9号	軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例の制定について	14
議案第10号	軽井沢町職員定数条例の一部改正について	17
議案第11号	軽井沢町町税条例の一部改正について	21
議案第12号	軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	26
議案第13号	軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正について	56
議案第14号	軽井沢町介護保険条例の一部改正について	60
議案第15号	軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例の一部改正について	64
議案第16号	軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	67
議案第17号	軽井沢町水道事業給水条例の一部改正について	72
議案第18号	軽井沢町公共下水道条例の一部改正について	75
議案第19号	令和7年度ゼロ町債町単軽井沢町老人福祉センター等解体他工事請負契約の締結について	78
議案第20号	令和7年度ゼロ町債町単道路清掃車購入契約の締結について	81
議案第21号	令和7年度軽井沢町一般会計補正予算(第12号)	別冊
議案第22号	令和7年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)	別冊

議案第 2 3 号	令和 7 年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 2 4 号	令和 7 年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 2 5 号	令和 7 年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 6 号	令和 7 年度軽井沢町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 2 7 号	令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 8 号	令和 8 年度軽井沢町一般会計予算	別冊
議案第 2 9 号	令和 8 年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計予算	別冊
議案第 3 0 号	令和 8 年度軽井沢町駐車場特別会計予算	別冊
議案第 3 1 号	令和 8 年度軽井沢町介護保険特別会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 8 年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 8 年度軽井沢町水道事業会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 8 年度軽井沢町下水道事業会計予算	別冊
議案第 3 5 号	令和 8 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計予算	別冊
報告第 2 号	専決処分の報告について（令和 7 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 1 1 号））	85

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査
委員会の設置に関する条例の制定について

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査委員会の設
置に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査
委員会の設置に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、プロポーザル方式又は総合評価競争入札による契約の相手方の選定のための審査を行う附属機関（以下「審査委員会」という。）の設置並びにその組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当する場合において、公募又は指名の方法により複数の事業者から当該契約に係る業務に関する提案を求め、最も優れた提案を行った事業者を随意契約の相手方として選定する方式をいう。
- (2) 総合評価競争入札 地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札及び同令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。

（設置）

第3条 町長は、プロポーザル方式又は総合評価競争入札により契約の相手方を選定するに当たり、学識経験者その他外部の者を含む者で構成する合議体により審査を行う必要がある場合には、町長の附属機関として、当該審査を行う審査委員会を置く。

（担当事務）

第4条 審査委員会が担任する事務は、次の各号に掲げる審査委員会の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) プロポーザル方式に係る審査委員会 第2条第1号に規定する提案の審査及び随意契約の相手方の選定に関すること。
- (2) 総合評価競争入札に係る審査委員会 地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第5項の規定

による落札者の決定に関すること。

(組織)

第5条 審査委員会は、委員5人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者（プロポーザル方式に係る審査委員会にあっては、学識経験を有する者又は専門的知識を有する者）

(2) 町の職員その他の町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、第4条第1号の選定又は同条第2号の決定に必要な期間とする。

(委員長)

第7条 審査委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、当該契約に係る事業を所管する課等において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年輕井沢町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の指定管理者選定審議会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル方式等 審査委員会	委員長			7,100
	委員			6,900

別表に備考として次のように加える。

(備考) この表において「プロポーザル方式等審査委員会」とは、
軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査
委員会の設置に関する条例(令和8年輕井沢町条例第 号)
第3条に規定する審査委員会をいう。

令和8年3月会議	
参考資料	1-1

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査
委員会の設置に関する条例の制定理由

【制定理由】

プロポーザル方式又は総合評価競争入札により契約の相手方を選定するに当たり、学識経験者その他外部の者を含む者で構成する審査を行うための合議体を町長の附属機関として臨機に設置するため、必要な事項を定めるもの。

1 各方式の概要

プロポーザル方式	企画、技術等に関する提案を求め、最も優れた提案を行った事業者を 随意契約 の相手方として選定する方式
総合評価競争入札	一般競争入札 の一種で、価格と品質の両面を数値化のうえ評価し、落札者を決定する方式

2 委員会等が附属機関となる要件の整理

①執行機関から諮問を受け、調停、審査、審議又は調査等を行い、委員会として答申する。
 ②合議制を採用している。
 ③委員会として判断、結論、方向性等を示す。



外部の有識者等を委員に選任している（内部の職員のみで構成する委員会は附属機関ではない）。

3 附属機関の条例設置の根拠（地方自治法）

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第138条の4

1・2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

4 包括的な条例制定について

当該方式における審査委員会の設置を包括的な条例により制定することで、審査委員会の設置毎の条例の制定・改廃を行うことなく臨機に審査委員会を設置することが可能となり、事務の効率化を図ることができる。

軽井沢町高齢者交流施設条例の制定について

軽井沢町高齢者交流施設条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町高齢者交流施設条例（案）

（設置）

第1条 高齢者間の交流を促進し、もって高齢者の健康及び生きがいの保持に資するため、高齢者交流施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 高齢者交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
軽井沢町高齢者交流施設	軽井沢町大字長倉2350番地22

（利用対象者）

第3条 高齢者交流施設を利用することができる者は、65歳以上の者（65歳以上の者を構成員とする団体を含む。）とする。ただし、特別な事情がある場合であって、町長が管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第4条 高齢者交流施設の施設のうち次に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 広間
- (2) 工作室
- (3) 和室

2 町長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は当該許可を受けた者（以下この条及び第8条において「利用者」という。）に対し利用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 利用者が第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により高齢者交流施設を利用させることができなくなったとき。

（使用料）

第7条 高齢者交流施設の使用料は、無料とする。

（損害賠償の義務）

第8条 利用者は、高齢者交流施設の施設又は設備等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	2

軽井沢町高齢者交流施設条例の制定理由

【制定理由】

軽井沢町老人福祉センターの廃止に伴い、高齢者間の交流を促進し、もって高齢者の健康及び生きがいの保持に資するための高齢者交流施設を設置するため、当該施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるもの。

軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例の制定について

軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、軽井沢町保育所条例（昭和39年軽井沢町条例第30号）第2条に規定する保育所において行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（次条において「事業」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料の納付）

第2条 保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、事業を利用するときは、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第3条 使用料の額は、利用1時間につき300円とする。

（使用料の減免）

第4条 町長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	3

軽井沢町乳児等通園支援事業の使用料に関する条例の制定理由

【制定理由】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により、町が設置する保育所において乳児等通園支援事業を行うことに伴い、当該事業の利用に係る使用料を定めるもの。

軽井沢町職員定数条例の一部改正について

軽井沢町職員定数条例（昭和33年輕井沢町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町職員定数条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町職員定数条例（昭和33年輕井沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の町長の事務部局の項中「

」を「

」に改め、同表の計の項中「

」を「

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	4 - 1

軽井沢町職員定数条例の一部改正理由

【改正理由】

こども家庭センターの設置等による行政需要の増加を踏まえ、適切な職員定数の管理により安定した人材確保を行い、健全な行政運営による住民の福祉の増進を図るため、町長の事務部局の職員定数を改めるもの。

令和8年3月会議	
参考資料	4-2

第2条関係

(人)

機関名	職員別	改正案	改正前	増減数
町長の事務部局	病院の職員	182	182	±0
	水道事業及び下水道事業の職員	23	23	±0
	その他の職員	245	215	+30
議会	事務局の職員	4	4	±0
教育委員会	保育所・児童館の職員	80	80	±0
	その他の職員	57	57	±0
選挙管理委員会	委員会の職員	1	1	±0
監査委員	委員の職員	1	1	±0
農業委員会	委員会の職員	2	2	±0
計		595	565	+30

※網掛け部分が改正箇所

軽井沢町町税条例の一部改正について

軽井沢町町税条例（昭和 3 7 年輕井沢町条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町町税条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金附則第4条の2を削る。

別表第1の第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項中「掲げる金銭」を「掲げる寄附金」に、

「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）
第2条第1項の規定により長野県知事又は長野
県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定
する公益信託の信託財産とするために支出した
金銭

を

「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）
第6条又は同法附則第4条第1項の規定により
長野県知事の認可を受けた公益信託の信託財産
とするために支出した当該公益信託に係る信託
事務に関連する寄附金

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の軽井沢町町税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所

得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。）とする。

令和8年3月会議	
参考資料	5-1

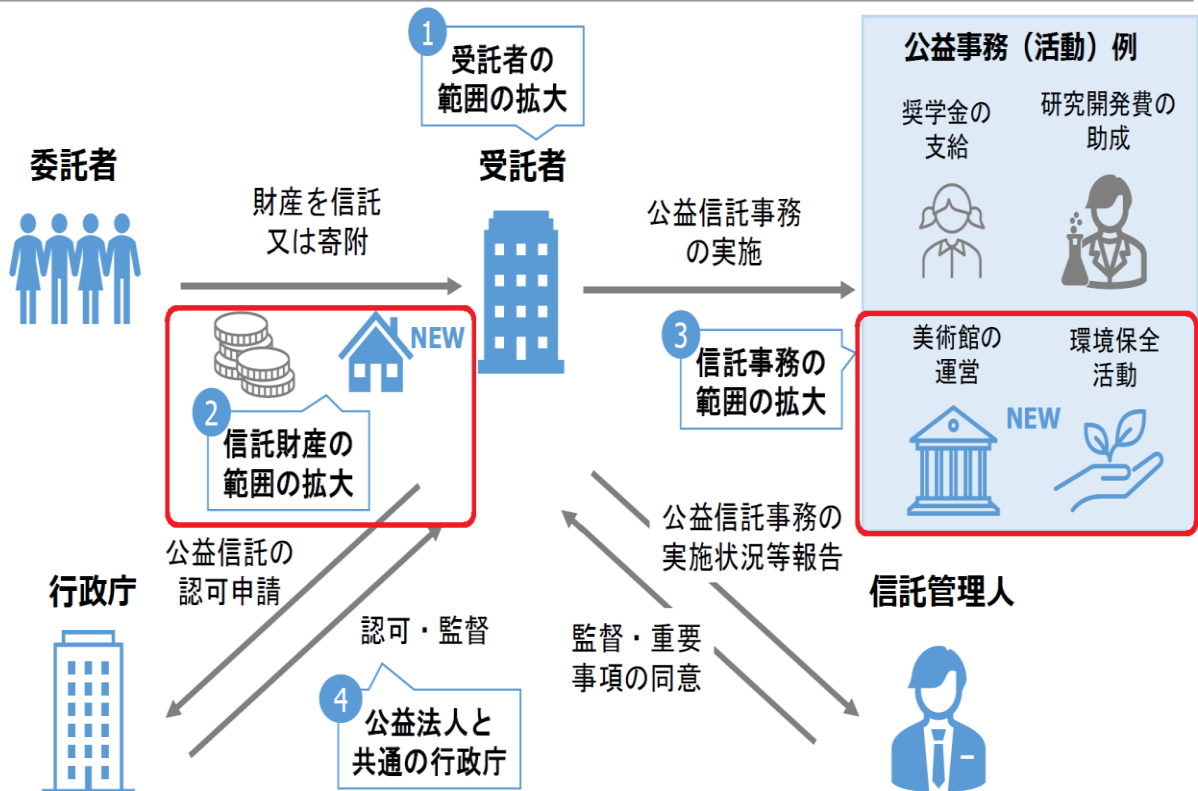
軽井沢町町税条例の一部改正理由

【改正理由】

地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に基づく新しい公益信託について、その信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が個人住民税における寄附金税額控除の対象とされることに伴い、寄附金の税額控除に関する規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

公益信託の仕組み

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人与共通の行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



長野県知事（主務官庁から都道府県知事等による認可・監督事務に移管）

○主な優遇税制の内容

※公益信託に個人・法人が寄附した場合、確定申告をすることにより寄附金控除（所得控除）が受けられる。

（個人が株式や不動産等の現物財産を寄附した際、一定の要件を満たせばみなし譲渡所得税が非課税となる。法人の場合は、法人税の別枠損金算入が可能となる。）

（寄附金控除の計算）

- 所得控除（寄附金控除）…寄附金額－2,000円＝控除額（所得総額の40%が上限）
- 税額控除（寄附金特別控除）…（寄附金額－2,000円）×40%＝控除額（所得税額の25%が上限）
- * 所得控除と税額控除のどちらか選択可能。
- 住民税からの控除額＝（寄附金額－2,000円）×10%

* 個人住民税については、寄附先の団体が県外の場合、長野県の条例で指定されていなければ、寄附金控除の適用が受けられない。

軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例等の一部改正について

軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年輕井沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録に規定する町への通知に係る記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「第4号中」を「第5号中」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」

を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項を次のように改める。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第105条を削り、第106条を第105条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「第4項」を「第4項まで」に、「及び第104条まで」を「第104条及び第106条」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条」に、「第59条の17第1項中」を「、第59条の17第1項中」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「第59条の15及び」を「第59条の15、」に、「まで」を「まで及び第106条」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の15及び」を「第59条の15、」に、「第153条」を「第106条、第153条」に改める。

第190条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「、当該管理者は」、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生

活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号、第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条まで」を「、第105条及び第106条」に、「第106条中」を「第105条中」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（軽井沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 軽井沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年輕井沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44

条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。第45条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条を削り、第63条を第62条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安

全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が

第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条」に改め、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第3号中」の次に「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中」を加える。

第91条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（軽井沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 軽井沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業

所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第1項中「際しては」を「際し」に改め、同条第2項中「際しては、あらかじめ」を「際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に改め、同条第3項中「職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域

の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第31号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第17号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(3) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（軽井沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 軽井沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年輕井沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第20条の7の2第10項」を「第20条の7の2」に改める。

第5条の見出しを「（従業者の員数）」に改め、同条中「ごとに」の次に「1以上の員数の」を加え、「規則で定める基準により」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第7条中第8項を第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「より」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」

に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第106条(同条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)及び第2条の規定による改正後の軽井沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第63条(同条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第172条第1項(同条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和8年3月会議	
参考資料	6-1

軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正理由

【改正理由】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等が改正され、利用者の人権の擁護を推進するため、身体的拘束等の禁止等の規定を全ての事業に適用することとされたこと等に伴い、これらの基準に従い、又はこれらの基準を参酌して定める規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

【関係条例及び改正内容】

第1条 軽井沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1. 共通事項

① 高齢者虐待防止の推進

- ・身体的拘束等の原則禁止の規定（追加）

⇒条例第24条、第51条、第59条の9、第59条の32、第70条

- ・身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる規定（追加）

⇒条例第92条、第197条

② 記録の整備、保存に係る見直し

- ・身体的拘束等を行った場合の記録の作成（追加）

⇒条例第42条、第58条、第59条の19、第59条の39、第79条

- ・電磁的記録の推進（改正）

⇒条例第9条、第203条

③ 管理者の設置基準の緩和

- ・管理者の職務の兼務が可能な規定（改正）

⇒条例第7条、第48条、第59条の4、第59条の26、第66条、第83条、第111条、第121条、第131条、第166条、第192条

④ 利用者への説明・同意等に係る見直し

- ・電磁的記録媒体の活用（追加）

⇒条例第9条、第203条

⑤ 従業者の員数

- ・同一敷地内の施設の職務の兼務が可能となる規定（改正）

⇒条例第6条

- ・介護療養型医療機関廃止に伴う規定（改正）

⇒条例第47条、第82条、第151条

⑥ 運用規定等の掲示に係る見直し

- ・重要事項を原則としてウェブサイトに掲載（追加）

⇒条例第34条

2. 共用型指定認知症対応型通所介護

① 利用定員等の見直し

・介護療養型医療機関廃止に伴う規定（改正）

⇒条例第 65 条

3. 指定小規模多機能型居宅介護

① 利用者の安全、業務の効率化

・利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方針を検討する委員会の設置を規定（追加）

⇒条例第 106 条

4. 指定認知症対応型共同生活介護

① 医療と介護の連携

・協力医療機関を定める際の要件（追加）

⇒条例第 125 条

5. 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

① 医療と介護の連携

・協力医療機関を定める際の要件（追加）

⇒条例第 147 条

6. 指定地域密着型介護老人福祉施設

① 医療と介護の連携

・緊急時の対応（改正）

⇒条例第 165 条の 2

・協力医療機関を定める際の要件（追加）

⇒条例第 172 条

7. ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

（勤務体制の確保）

① 勤務体制の確保

・管理等に関する研修の受講（追加）

⇒条例第 187 条

第 2 条 軽井沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

1. 共通事項

① 高齢者虐待防止の推進

- ・身体的拘束等の原則禁止の規定（追加）

⇒条例第 42 条

- ・身体的拘束等の適正化のための措置を講ずる規定（追加）

⇒条例第 53 条

② 記録の整備、保存に係る見直し

- ・身体的拘束等を行った場合の記録の作成（追加）

⇒条例第 40 条

- ・記録の整備の字句の修正（改正）

⇒条例第 64 条、第 85 条、第 91 条

③ 管理者の設置基準の緩和

- ・管理者の職務の兼務が可能な規定（改正）

⇒条例第 6 条、第 10 条、第 45 条、第 72 条、第 79 条

④ 利用者への説明・同意等に係る見直し

- ・電磁的記録媒体の活用（改正）

⇒条例第 11 条

⑤ 従業者の員数

- ・介護療養型医療機関廃止に伴う規定（改正）

⇒条例第 44 条

⑥ 運用規定等の掲示に係る見直し

- ・重要事項を原則としてウェブサイトに掲載（追加）

⇒条例第 32 条

2. 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

① 利用定員等の見直し

- ・介護療養型医療機関廃止に伴う規定（改正）

⇒条例第 9 条

3. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護

① 利用者の安全、業務の効率化

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方針を検討する委員会の設置を規定（追加）

⇒条例第 63 条

4. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

① 医療と介護の連携

- ・協力医療機関を定める際の要件（追加）

⇒条例第 83 条

第 3 条 軽井沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

この条例は、軽井沢町地域包括支援センターが関係する条例となります。

1. 共通事項

① 高齢者虐待防止の推進

- ・身体的拘束等の原則禁止の規定（追加）

⇒条例第 33 条

② 記録の整備、保存に係る見直し

- ・身体的拘束等を行った場合の記録の作成（追加）

⇒条例第 31 条

- ・電磁的記録媒体の活用（改正）

⇒条例第 36 条

③ 管理者の設置基準の緩和

- ・管理者の職務の兼務が可能な規定（改正）
- ・管理者を主任介護支援専門員又は介護支援専門員とする規定（追加）

⇒条例第 6 条

④ 利用者への説明・同意等に係る見直し

- ・電磁的記録媒体の活用（改正）

⇒条例第 7 条

- ⑤ 従業者の員数
- ・介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置く
規定（追加）

⇒条例第5条

- ⑥ 運用規定等の掲示に係る見直し
- ・重要事項を原則としてウェブサイトに掲載（追加）

⇒条例第24条

2. 運営に関する基準

- ① 利用料の受領について
- ・通常の事業実施地域以外へ訪問した際の交通費を利用者から受領
することができる規定（追加）

⇒条例第13条

第4条 軽井沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部改正

1. 共通事項

- ① 高齢者虐待防止の推進
- ・身体的拘束等の原則禁止の規定（追加）
- ⇒条例第16条
- ② 記録の整備、保存に係る見直し
- ・身体的拘束等を行った場合の記録の作成（追加）
- ⇒条例第32条
- ③ 管理者の設置基準の緩和
- ・管理者の職務の兼務が可能な規定（改正）
- ⇒条例第6条
- ④ 利用者への説明・同意等に係る見直し
- ・電磁的記録の活用（改正）
- ⇒条例第32条
- ・サービス計画の事前説明、理解を得ることの規定（改正）
- ⇒条例第7条

⑤ 従業者の員数

- ・介護予防支援を行う場合の利用者数により員数を置く規定
(規則から条例へ条文追加)

⇒条例第5条

⑥ 運用規定等の掲示に係る見直し

- ・重要事項を原則としてウェブサイトに掲載(追加)

⇒条例第25条

2. 具体的取扱いに関する方針

① テレビ電話装置等の活用

- ・モニタリング時にテレビ電話装置等を活用することができる規定
(追加)

⇒条例第16条

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正につ
いて

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例（平成 18 年輕井沢町条例
第 30 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例（平成18年輕井沢町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項に規定する
こども家庭センター

別表第1中

保健センター	町内に住所を有する者及び町長が特に認めた者	を
保健センター	町内に住所を有する者その他町長が特別の事情があると認める者	に
こども家庭センター	児童福祉法第10条の2第2項に規定する包括的な支援及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する包括的な支援の対象となる者であって町内に住所を有するものその他町長が特別の事情があると認める者	に

改め、「町内に住所を有する、」を削り、「で規定する障害者並びに」を「に規定する障害者又は」に改め、「（昭和22年法律第164号）」を削り、「で規定する障害児のうち」を「に規定する障害児（」に、「者並びに町長が特に必要と認めた」を「ものに限る。）であって町内に住所を有するものその他町長が特別の事情があると認める」に、

町内に住居を有する者及び町長が特に認めた者	を
-----------------------	---

「町内に住居を有する者その他町長が特別の事情があると認める者」に改める。

別表第3中「保健センター」を「保健センター
こども家庭センター」
に、「」及び12月28日から翌年1月4日」を「」及び12月28日から翌年1月3日」に改める。

別表第4中「保健センター」を「保健センター
こども家庭センター」
に、「5時30分」を「5時15分」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	7

軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里条例の一部改正理由

【改正理由】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定することも家庭センターを軽井沢町保健福祉複合施設木もれ陽の里に設置することに伴い、構成施設に関する規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町介護保険条例の一部改正について

軽井沢町介護保険条例（平成 12 年輕井沢町条例第 1 号）の一部を別紙
のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町介護保険条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町介護保険条例（平成12年輕井沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第12条 町長は、第8条第1項の規定にかかわらず、第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者が令附則第25条第1項又は第2項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者である場合において、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免は、当該第1号被保険者の申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	8-1

軽井沢町介護保険条例の一部改正理由

【改正理由】

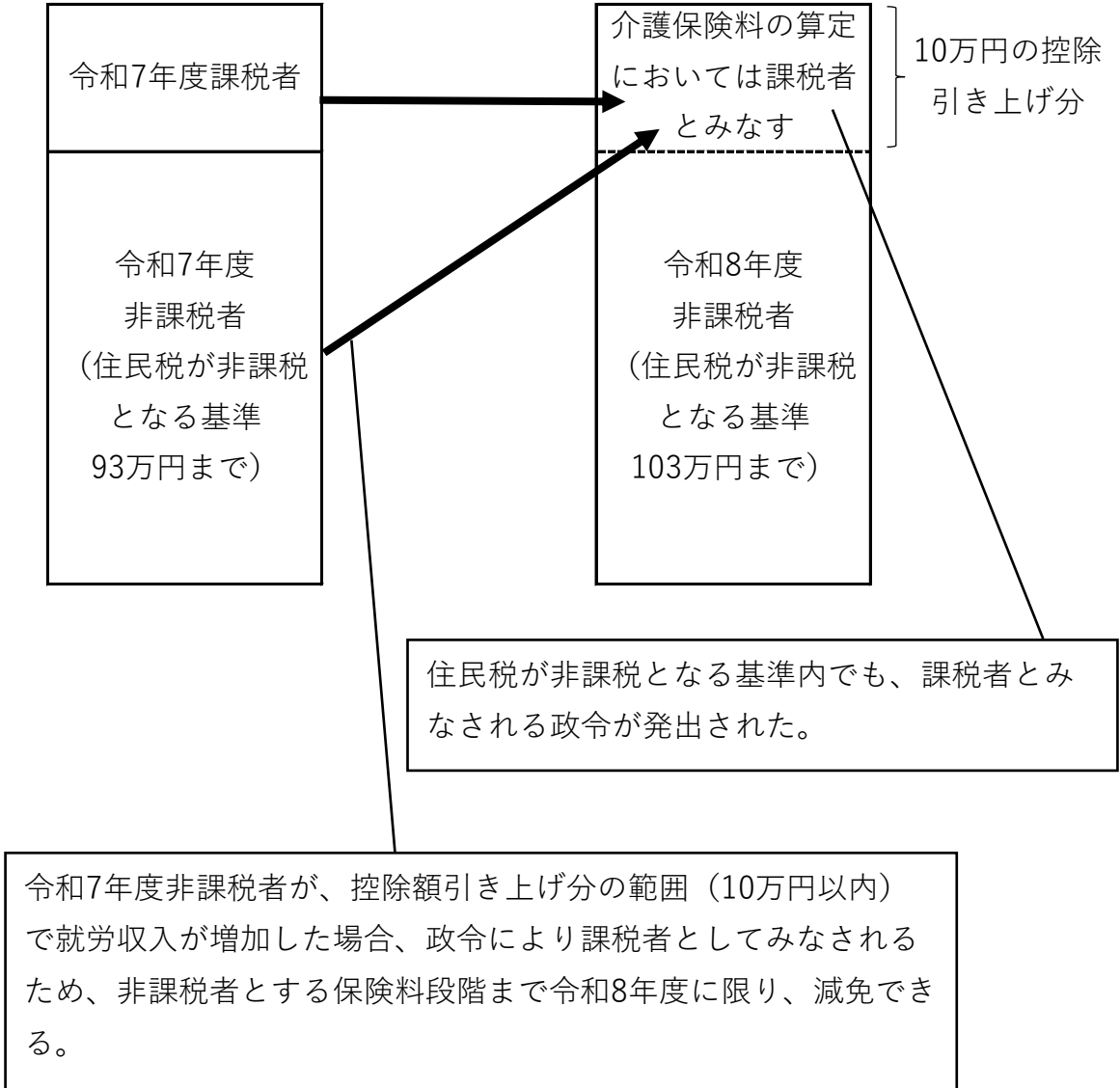
介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正され、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例が規定されたことに伴い、令和7年度の市町村民税の非課税者のうち令和7年度税制改正における給与所得控除の引上げ分の範囲の就労調整を行ったことにより令和8年度分の市町村民税が課されている者とみなされたものに係る第1号被保険者の保険料の減免の特例を規定するもの。

軽井沢町介護保険条例の一部改正について（参考例）

〈単身者の場合〉

R7年度介護保険料の算定

R8年度介護保険料の算定



軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例の一部改正について

軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例（平成 17 年輕井沢町条例第 24 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例の一部を改正
する条例（案）

軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例（平成17年輕井沢町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を削り、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	9

軽井沢町都市施設さわやかハットに関する条例の一部改正理由

【改正理由】

軽井沢町都市施設さわやかハットに設置されている観光案内所が同施設内から移転することに伴い、観光案内所に関する規定を削るもの。

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年輕井沢町条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に、「第26条—第29条」を「第25条—第28条」に改める。

第1条中「第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法」を削る。

第2条中「又は非常勤水防団員が、」を「が」に、「、又は」を「、若しくは」に、「場合又は」を「とき又は」に、「）又は」を「）若しくは」に、「規定による」を「規定により」に、「障害と」を「障害の状態と」に改める。

第3条第1項中「又は非常勤水防団員」を削る。

第5条第2項第1号中「又は非常勤水防団員」を削り、同項第2号中「いう。）が、」を「いう。）が」に、「9,700円」を「10,000円」に改め、同条ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」を「又は消防作業従事者等」に、「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1項中「非常勤消防団員」を「非常勤消防団員等」に改め、同条第5項中「者は」を「者は、」に、「権利は」を「権利は、」に改める。

第18条の2の見出し中「及び非常勤水防団員」を削り、同条中「又は非常勤水防団員が、」を「が」に改める。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第5条第7項第1号中「又は非常勤水防団員」を削る。

別表中

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

を

円	円	円
13,340	14,170	15,000
11,670	12,500	13,340
10,000	10,840	11,670

に改め、同表の備考の

1 中「又は非常勤水防団員」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号のアに規定する障害補償年金及び同条第6号のアに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和8年3月会議	
参考資料	10-1

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正理由

【改正理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることに伴い、同令で定める基準に従い損害補償額を引き上げる改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 補償基礎額の改正（条例第5条第2項第1号関係）

階 級		勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	改正前	12,900円	13,700円	14,500円
	改正後	13,340円 (+440円)	14,170円 (+470円)	15,000円 (+500円)
分団長及び 副分団長	改正前	11,300円	12,100円	12,900円
	改正後	11,670円 (+370円)	12,500円 (+400円)	13,340円 (+440円)
部長・班長及び 団員	改正前	9,700円	10,500円	11,300円
	改正後	10,000円 (+300円)	10,840円 (+340円)	11,670円 (+370円)

※（ ）内は増減額

2 補償基礎額の改正（条例第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

3 補償基礎額の加算額の改正（条例第5条第3項関係）

非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、扶養親族1人につき下記の金額を加算する。

条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
区 分		子	孫	父母 祖父母 (60歳以上)	弟妹	重度心身 障害者
加算額	改正前	383円	217円			
	改正後	433円 (+50円)	217円			

※子、孫、弟妹は22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
（ ）内は増減額

軽井沢町水道事業給水条例の一部改正について

軽井沢町水道事業給水条例（昭和 38 年輕井沢町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町水道事業給水条例（昭和38年輕井沢町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

給水装置の新設等の設計及び工事は、管理者又は管理者の法第16条の2第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ行うことができない。

第6条第3項中「第1項の指定工事事業者」を「指定工事事業者（第2項の場合における非常時指定工事事業者を含む。次条第2項及び第36条第2項において同じ。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項ただし書」を「前2項」に、「が設計」を「又は非常時指定工事事業者が設計」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者の法第16条の2第1項に規定する指定を受けた者（次項及び第4項において「非常時指定工事事業者」という。）が給水装置の新設等の設計及び工事を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	11

軽井沢町水道事業給水条例の一部改正理由

【改正理由】

大規模な地震により、多くの家屋の給水装置が破損したこと、指定工事事業者自身も被災したこと等により、給水装置の復旧が遅れる事例があったことから、災害その他非常の場合において、指定工事事業者の確保が困難となったときに、他の水道事業者の水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定を受けた者による給水装置の新設等の設計及び工事の実施を可能とする改正を行うもの。

軽井沢町公共下水道条例の一部改正について

軽井沢町公共下水道条例（平成4年輕井沢町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月2日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町公共下水道条例（平成4年輕井沢町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「町長（」の次に「第6条の14を除き、」を加え、同条第13号中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

第6条の13の次に次の1条を加える。

（非常時の排水設備等の工事）

第6条の14 第6条第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、下水道事業の管理者の権限を行う町長が必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の排水設備等の新設等の工事を行うことができる者である旨の指定その他これに類するものを受けた者が排水設備等の新設等の工事を行うことができる。第24条第1項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第13号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月会議	
参考資料	12

軽井沢町公共下水道条例の一部改正理由

【改正理由】

大規模な地震により、多くの家屋の排水設備等が破損したこと、指定工事店自身も被災したこと等により、排水設備等の復旧が遅れる事例があったことから、災害その他非常の場合において、指定工事店の確保が困難となったときに、他の地方公共団体の長等の指定等を受けた者による排水設備等の新設等の工事の施工を可能とする改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

令和7年度ゼロ町債町単軽井沢町老人福祉センター等解体他
工事請負契約の締結について

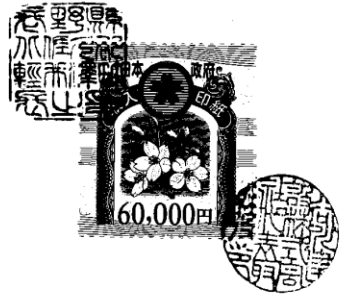
令和7年度ゼロ町債町単軽井沢町老人福祉センター等解体他工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和7年度ゼロ町債町単軽井沢町老人福祉センター等解体他工事 |
| 2 契約の金額 | 235,290,000円 |
| 3 契約の相手方 | 長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1404番地
谷川建設株式会社
代表取締役 竹内 広幸 |

令和8年3月2日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和7年度 ゼロ町債 町単 軽井沢町老人福祉センター等
解体他工事
- 2 工 事 場 所 軽井沢町大字長倉 2363-1 他
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年3月26日
- 4 請負代金額 金 235,290,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,390,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び
第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出し
たもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 23,529,000 円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条
第2項第5号の規定による。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に
基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実
にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議
決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条
第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものと
する。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わな
いものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、
各自1通を保有する。

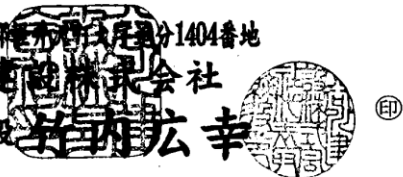


令和8年1月22日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
氏 名 軽井沢町長 土屋 三千



受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉分1404番地
氏 名 谷川建設株式会社
代表取締役 竹内 弘幸



(様式第8号 第20関係)

単位：円


入札執行表 (結果)


令和7年度 契約番号 入札日時 令和8年1月19日 10時7分

件名	令和7年度 ゼロ町債 町単 軽井沢町老人福祉センター等解体他工事					
場所	軽井沢町大字長倉2363-1他					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月26日 まで					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	谷川建設株式会社	213,900,000				落札
2	株式会社村瀬組	失格 193,242,000				
3	柳沢建設株式会社	失格 211,440,000				
4	柳沢土木株式会社	失格 172,500,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

- (1) 業者名 谷川建設株式会社
- (2) 落札額 ¥213,900,000 (税抜)
¥235,290,000 (税込) うち消費税相当額 ¥21,390,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 

令和7年度ゼロ町債町単道路清掃車購入契約の締結について

令和7年度ゼロ町債町単道路清掃車購入について、下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和7年度ゼロ町債町単道路清掃車購入 |
| 2 契約の金額 | 34,485,000円 |
| 3 契約の相手方 | 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5212-8
有限会社エムエス工業
代表取締役 村瀬 儀光 |

令和8年3月2日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



物品購入仮契約書

- 1 物品名 令和7年度 ゼロ町債 町単 道路清掃車購入
- 2 納入場所 軽井沢町役場 軽井沢町大字長倉 2381-1
- 3 納入期限 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年3月25日
- 4 物品内訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契約金額 金 34,485,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,135,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契約保証金 金 3,448,500 円
軽井沢町財務規則第124条第1項の規定による

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年1月20日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土屋 三千 夫

受注者 住 所

商号又は名称

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5212-3
有限会社 **エムエス工業**
代表取締役 村瀬 儀光

氏 名



(様式第8号 第20関係)

単位：円


入札執行表 (結果)


令和7年度 契約番号 入札日時 令和8年1月19日 10時15分

件名	令和7年度 ゼロ町債 町単 道路清掃車購入					
場所	軽井沢町役場 軽井沢町大字長倉2381-1					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月25日 まで					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	有限会社エムエス工業	31,350,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

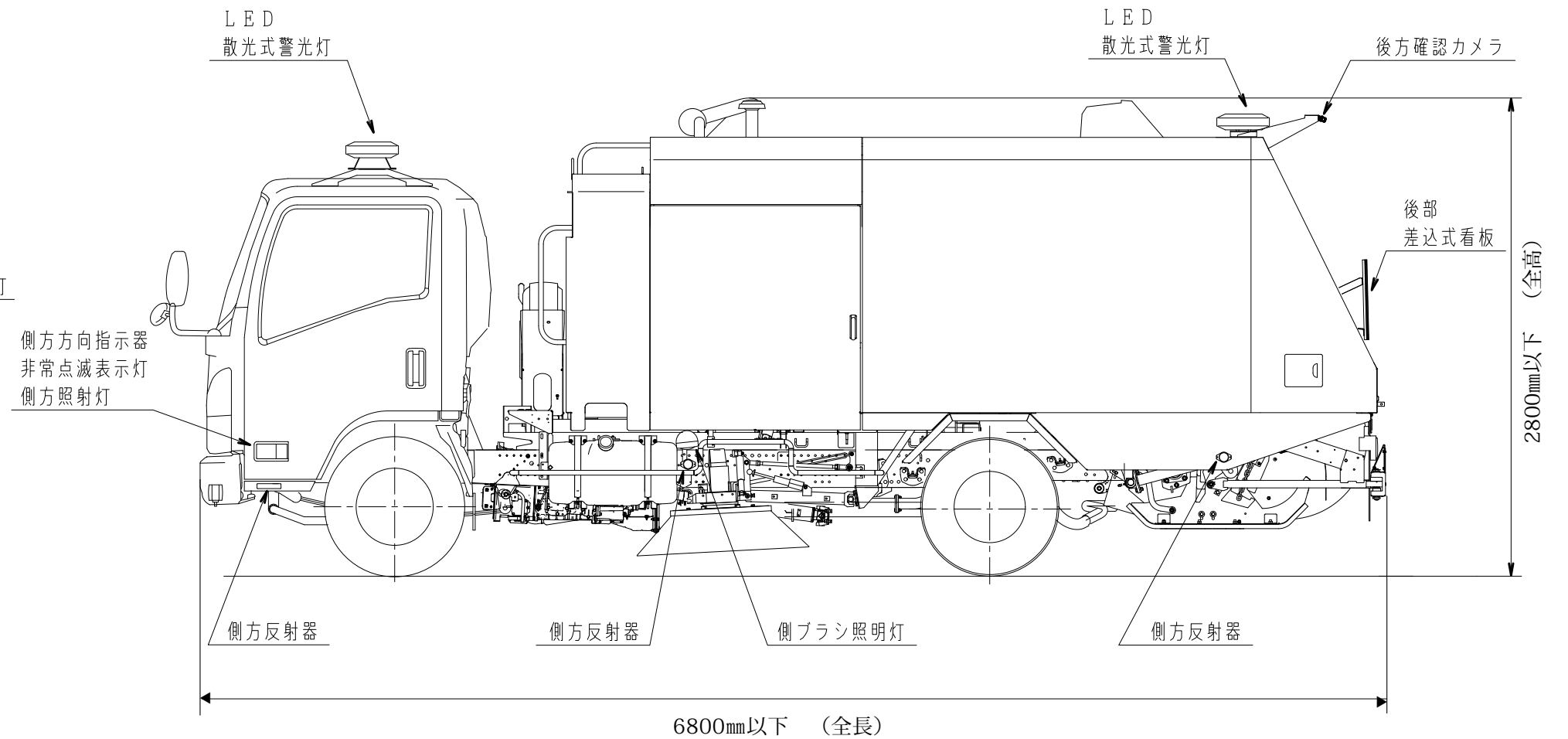
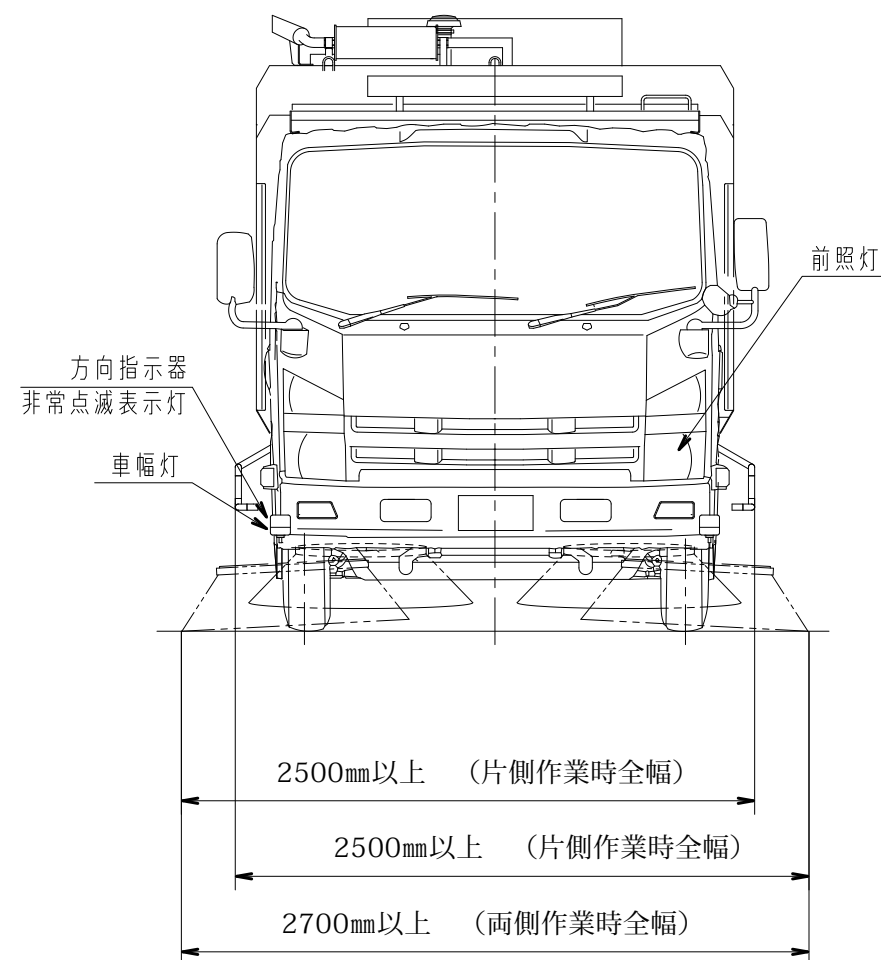
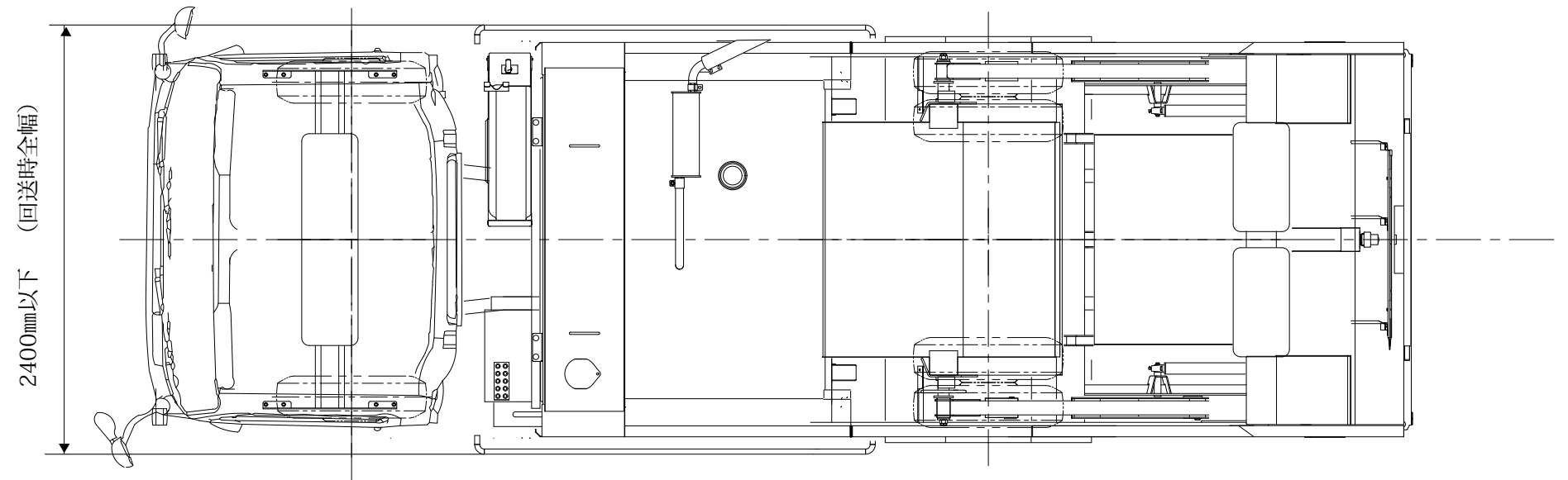
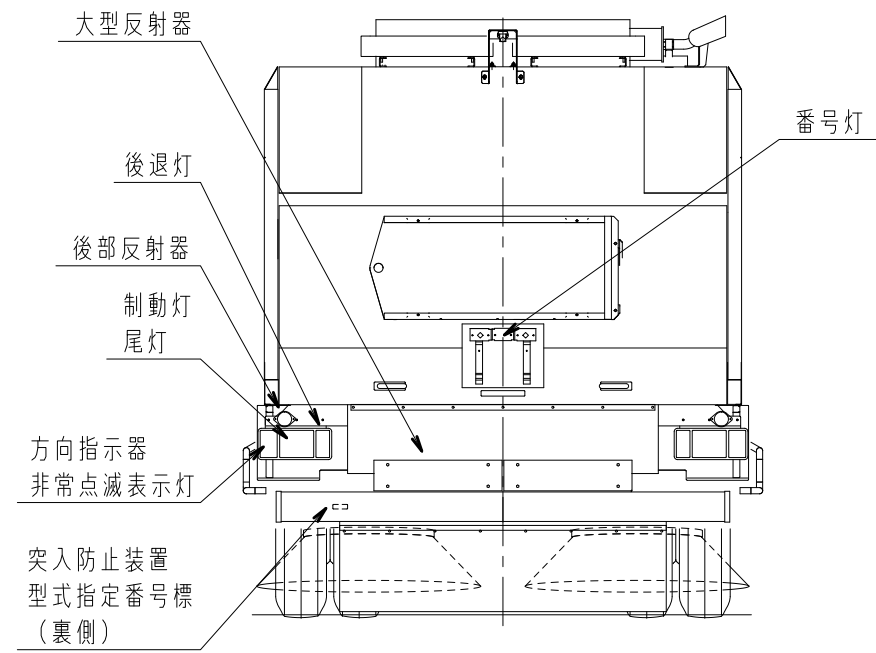
上記の結果は、以下のとおりです

- (1) 業者名 有限会社エムエス工業
- (2) 落札額 ¥31,350,000 (税抜)
¥34,485,000 (税込) うち消費税相当額 ¥3,135,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 

道路清掃車 外観図



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第11号）

令和 8 年 3 月 2 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第7項の規定により、令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 2 0 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

令和7年度軽井沢町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度軽井沢町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,828千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,148,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金		627,101	16,828	643,929
	3 委託金	105,604	16,828	122,432
補正されなかった款項に係わる額		22,504,821	0	22,504,821
歳 入 合 計		23,131,922	16,828	23,148,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,554,599	16,828	8,571,427
	4 選挙費	34,906	16,828	51,734
補正されなかった款項に係わる額		14,577,323	0	14,577,323
歳 出 合 計		23,131,922	16,828	23,148,750

1 総括
歳入

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 町税	11,357,482	0	11,357,482	49.1
2 地方譲与税	111,400	0	111,400	0.5
3 利子割交付金	3,051	0	3,051	0.0
4 配当割交付金	24,000	0	24,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	22,000	0	22,000	0.1
6 法人事業税交付金	70,000	0	70,000	0.3
7 地方消費税交付金	550,000	0	550,000	2.4
8 ゴルフ場利用税交付金	94,000	0	94,000	0.4
9 環境性能割交付金	8,000	0	8,000	0.0
10 地方特例交付金	12,501	0	12,501	0.0
11 地方交付税	20,000	0	20,000	0.1
12 交通安全対策特別交付金	2,500	0	2,500	0.0
13 分担金及び負担金	41,078	0	41,078	0.2
14 使用料及び手数料	257,708	0	257,708	1.1
15 国庫支出金	1,570,948	0	1,570,948	6.8
16 県支出金	627,101	16,828	643,929	2.8
17 財産収入	61,821	0	61,821	0.3
18 寄附金	2,300,832	0	2,300,832	9.9
19 繰入金	3,857,723	0	3,857,723	16.7
20 繰越金	1,397,872	0	1,397,872	6.0
21 諸収入	251,905	0	251,905	1.1
22 町債	490,000	0	490,000	2.1
歳入合計	23,131,922	16,828	23,148,750	100.0

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	158,101	0	158,101					0.7
2 総務費	8,554,599	16,828	8,571,427	16,828				37.0
3 民生費	4,917,975	0	4,917,975					21.2
4 衛生費	1,650,718	0	1,650,718					7.1
5 労働費	810	0	810					0.0
6 農林水産業費	412,392	0	412,392					1.8
7 商工費	753,107	0	753,107					3.3
8 土木費	2,774,041	0	2,774,041					12.0
9 消防費	407,179	0	407,179					1.8
10 教育費	3,250,494	0	3,250,494					14.0
11 災害復旧費	23,000	0	23,000					0.1
12 公債費	194,433	0	194,433					0.8
13 予備費	35,073	0	35,073					0.2
歳 出 合 計	23,131,922	16,828	23,148,750	16,828				100.0

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	105,179	16,828	122,007	5 選挙費委託金	16,828	衆議院議員総選挙費委託金 16,828
計	105,604	16,828	122,432			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
8衆議院議員総選挙費	0	16,828	16,828	16,828				1報酬	1,734	◎衆議院議員総選挙費 16,828
								3職員手当等	8,250	01報酬 1,734
								10需用費	2,102	・投票管理者報酬 319
								11役務費	2,943	・投票立会人報酬 819
								12委託料	1,650	・開票管理者報酬 13
								13使用料及び賃借料	149	・開票立会人報酬 202
										・期日前投票管理者報酬 141
					・期日前投票立会人報酬 240					
					03職員手当等 8,250					
					・時間外勤務手当 2,400					
					・投・開票事務手当 5,850					
					10需用費 2,102					
					・消耗品費 1,584					
					・燃料費 80					
					・食糧費 174					
					・印刷製本費 264					
					11役務費 2,943					
					・通信運搬費 1,986					
					・手数料 957					
					12委託料 1,650					
					・ポスター掲示板設置撤去委託 1,558					
					・投票所記載台等運搬委託 92					
					13使用料及び賃借料 149					
					・投票所使用料 105					
					・投光機借上料 44					
計	34,906	16,828	51,734	16,828						